

負担対象工事の指定について

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）
第43条の5の規定に基づき、名古屋港管理組合が港湾環境
整備負担金（以下「負担金」という。）を徴収するために定め
た名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（昭和55年名
古屋港管理組合条例第5号。以下「負担金条例」という。）に
より、平成28年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事
については、法の趣旨等を勘案し、次のとおり定めるものと
する。

負担対象工事の指定について

工事の種類及び名称		負担区域	工事の内容	工事に要した費用 (A)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事 ① 中川運河（堀止）緑地用地造成工事 ② 楠南広場改修工事 ③ 新舞子マリンパーク整備工事 ④ 臨港緑地整備工事 	臨港地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地、広場、植栽、休憩所等の建設又は改良のための工事 	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">1 2 2, 4 1 0</p> <p>① 6 1, 8 0 0</p> <p>② 3 3, 4 3 3</p> <p>③ 2 2, 7 4 2</p> <p>④ 4, 4 3 5</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾環境整備施設の維持の工事 	臨港地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草、施肥、樹木補植、清掃、附属施設の修繕等緑地維持のための工事 	1 9 9, 5 3 4
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流物の除去その他清掃のための工事 	臨港地区 及び 港湾区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流物の除去及び処理のための工事 	3 0, 4 2 3
計				3 5 2, 3 6 7

- ・ 緑地整備箇所図のとおり
- ・ 港湾環境整備施設の建設又は改良の工事に対する負担区域内の事業場敷地面積の合計には、事業場予定面積 2, 6 0 5 千㎡を含む。

負担割合 (B)	負担対象額 (A) × (B) = (C) 千円	負担区域内の事業 場敷地面積の合計 (D) 千㎡	負担対象事業者の事 業場敷地面積の合計 (E) 千㎡	負担金徴収 予定額 (C) × (E) / (D) 千円	1㎡あたり の負担金額 円/㎡
1 / 16 1 / 8 1 / 8 1 / 2	13,102	37,244	27,154	9,552	0.35
1 / 2	99,767	34,639	27,154	78,208	2.88
1 / 2	15,212	37,663	31,290	12,637	0.40
	128,081			100,397	3.63